

招集期日 平成22年6月10日（木曜日）

招集場所 入間市庁舎（B棟）5階第3委員会室

開 会 6月10日（木曜日）午前 9時34分

閉 会 6月10日（木曜日）午後 1時15分

出席委員 委員長 永 澤 美恵子 副委員長 野 口 哲 次
委 員 小 出 亘 委 員 安 道 佳 子
委 員 関 谷 真奈美 委 員 向 口 文 恵
委 員 宮 岡 治 郎

欠席委員 な し

委員外議員 塩 屋 和 雄 議員

説明のため出席した職員 生涯学習部長 関係職員

委員会に出席した事務局職員 沼 井 俊 明 佐 藤 大 輔

△ 開会及び開議の宣告（午前 9時34分）

委員長 ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、これより福祉教育常任委員会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

欠席届け出はございません。

△ 議事

委員長 これより議事に入ります。

当委員会に付託されました案件は、条例1件であります。

審査の日程につきましては、既にご配付のとおり、本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めます。

よって、審査の日程は、1日間とすることに決定いたしました。

次に、塩屋議員から当委員会への出席及び質疑の申し出がありましたので、これを許可することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）という人あり〕

委員長 ご異議なしと認め、当委員会へ出席し、質疑することを許可いたします。

ここで、休憩いたします。

午前 9時35分 休憩

午前 9時36分 再開

委員長 会議を再開いたします。

ここで、委員外議員に申し上げます。質疑は、各委員の質疑が終わった後、通告したものに限り、議題ごとに1回行うことを許可します。質疑は簡潔にし、また委員外議員は意見、要望を述べることはできませんので、よろしくお願い申し上げます。

△ 議案上程

議案第56号 入間市公民館使用及び使用料条例等の一部を改正する条例

委員長 議案第56号 入間市公民館使用及び使用料条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部の説明を求めます。

提案理由の説明

生涯学習部長 議案第56号 入間市公民館使用及び使用料条例等の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。

入間市行政改革長期プランの受益者負担の適正化の考え方をもとに施設の効率的活用を図るため、公民館学習等供用施設及び図書館西武分館会議室の使用料を改定したいものであります。

改定の主な内容については、4点でございます。第1に、地区公民館学習等供用施設及び図書館西武分館会議室の使用料の区分を実際の使用実態に即した1時間単位に改めたいこと。そして、料金単価は部屋の面積による区分を明確にしたいこと。第2に、

公民館の附属設備の使用料を規定し、時間単位に改めたいこと。
第3に、公民館等の設置目的以外の目的で使用する場合は料金を通常の2倍といたしたいこと。第4に、中央公民館の使用料を施設を供用している市民会館の使用料の2分の1の金額で新たに規定したものであります。

詳細は、別添資料をご参照いただきたいと思います。

なお、この条例は平成23年4月1日から施行したいものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

委員長　これより質疑に入ります。

安道委員　それでは、何点かお聞きします。

初めになのですけれども、利用者、利用団体の実態把握ということで総括質疑でも出されたわけですけれども、この利用者の生活実態に応じた見直しではないから、実態把握はしていないと。さらに、把握すべきかは今後検証していきたいというふうな答弁がありました。実際には、公民館活動では1,000を超える団体があり、1万人以上の人たちが参加し、活動しているわけですから、実態把握はやはり必要ではないでしょうか。仮に有料にするに当たっても、どの程度まで負担が可能なのか。実態によっては、難しいことも出てくるかと思うのです。ですから、改めて伺いますけれども、実態把握必要ないというふうなことで答弁ありましたけれども、この点についてどのようにとらえているのか伺います。

中央公民館長 それぞれの団体の生活実態、個々の会員の方の生活実態まで調査させていただくということは、団体へのプライバシーの侵害とか、いろんなことがあるかなというふうに思いますが、その団体が現状どのような会員数であるとか、あるいは何か活動に不便を生じていないかとか、そういった視点では調査をしていく必要があるかなというふうに考えております。今後検討させていただきたいと思います。

安道委員 今答弁にもありましたとおり、その団体の構成、年齢層ですとか、それから人数ですとか、やっぱりこれ把握していかないと、団体によってはなかなかこれ厳しい状況も出てくると思います。プライバシーを把握しろと言っているのではなくて、やっぱりそういう実態をとらえるということは重要ではないでしょうか。例えば利用者の多くの方々は、年金生活の方多いのだと思うのです。ですから、どのサークルでも既に会費として2,000円から3,000円程度は今負担して活動していると思います。さらに、サークルによっては材料費ですとか、用具ですとか、楽器や衣装、いろいろ工面しながら、皆さんそういう中でも楽しんで活動しているのが実態だと思います。また、複数サークルにかかわっている場合なんかもあるのだと思うのです。ですから、そういった実態をやっぱりとらえていただくということは重要かと思っておりますので、改めてその点お願いしたいと思っております。

さらになのですけれども、2点目としまして、行財政改革の中で受益者負担の原則が導入された。この公民館の使用料につい

でも見直しは提示されているということが一番の改正の根拠としているわけですね、今回答弁の中で。行財政改革に関する要望事項の中には、公民館等使用料負担のあり方等について経済活動や市民生活に直接影響する分野の事業、事務事業等について市民や当事者との十分な協議の場を設け、それらの合意と理解を得つつ必要な見直し等検討すべきと示されています。市民との協議の場を設け、意見を取り入れるなどの検討はどのようにされたのでしょうか。この間の説明ですと、各公民館で、3月ですか、この利用者団体の方々に各公民館を回って説明をしたという、この1回かなというふうに私のほうでは把握しているのですけれども、協議の場、意見を取り入れるという場どのようにこれまで確保されてきたのか伺います。

中央公民館長 まず、公民館のほうには公民館の運営に関してご審議いただく公民館運営審議会がございますので、この審議会において2年間にわたってご協議いただいていたという経過がまずございます。また、各館には平成21年度から運営委員会を設置しております。また、各団体等の代表がそこに入っておりますので、その運営委員会の中でもご協議をいただいております。その後、一定の方向性を出した後、市の考え方を3月に説明をさせていただいて、その中にご説明させていただくと同時に、あくまでもこれは市の考え方であるということをお示しさせていただいて、それに対してご意見、要望等を聞くような形で進めさせていただきました。そのような経過であります。また、公民館には日ごろ職員がそれ

ぞれの施設にはおるわけでございますので、それぞれの公民館のサークルの方とお話をする機会というのはいろんな場面でございます。そんな中でもいろんなお話をさせていただいた経過がございます。そんなことでかなりの方に出席3月にはいただきましたので、幅広いご意見をいただくことができたのかなというふうには考えております。

安道委員 ただいまのことについてですけれども、公民館運営審議会も2年にわたって行ってきたと、運営委員会でも協議をしてきたというふうなことのようですけれども、運営審議会の資料も見させていただきましたけれども、この有料化についてこれを繰り返し審議するというふうな内容ではちょっとないなというふうにも見てとったわけなのですけれども、十分審議が尽くされたというふうな内容とは言えないなと。年3回ですね、この審議会も。その中で1回提起されて進められていると。それから、運営委員会のほうですけれども、意見集約ということでアンケートもまとめられていますけれども、総括質疑の中でも出されていましたが、アンケートの結果からも、回答のない方も随分いたわけですね。ということは、現時点では判断できないというふうなことも十分に想定されます。それから、大きく1本に絞られてはいなかったですね。むしろばらついていたなと。そして、この中でもいろんな意見が出されていて、やっぱり危惧するような意見も随分出されている。ですから、これで十分に聴取したというよりも、まだまだ審議が尽くされていないのではないかとというふうに私は印

象を受けたわけです。新たな問題提起されたのではないかと、むしろ。ですから、これで十分に要望を聞き入れたというふうなことにはならないのではないかと、私はそのように判断しました。

3月に各公民館で提示されたというふうなことですけれども、この参加された方からはその場で意見を述べてくださいというよりも、要望を伺いますというよりも、こうした内容となりますので、ご理解くださいというふうな一方的なようにも受け取れたというふうな、参加した方から。そういった感想も聞こえてきます。要望を出すというよりも、その決定事項についていろいろ質疑するというふうな意味合いにとったようでした。ですから、改めて意見を聞く場というものは広くできていないのではないのかと、それが実態で、公民館利用されている方々はそういうふうな受けとめたというふうなことも聞いていますけれども、そういうことに提示された方と市民の側には随分乖離があるなというふうな思ったわけですが、その点はどのようにとらえていきますでしょうか。

中央公民館長 まず、公民館運営審議会のご審議でございますけれども、平成20年度には各公民館に審議会が設置されておりましたので、その中でまず協議をしてきていただいております。それで、各公民館の最終の会議のときに、私どもとしては今回の免除規定を特に中心とした見直しをする中で、今社会教育の振興施策として社会教育関係団体の免除をしているわけですが、社会の変化とともに、そのあり方も変わってきたのかなというふうに考え

ましたので、委員さんとしてその点をどういうふうに考えているかということをお聞きしたかったという視点でアンケートをとらせていただきました。つまりどういうことが今その支援策として必要なのか、免除の対象としてはどういうものがあるべきかということをお聞きしたいと考え、アンケートをとらせていただいたものであります。

それから、3月に行いました利用者説明会、これ私が各館に回らせていただいてご説明を申し上げたということでございますので、私の説明の仕方が不十分であったのかなというふうには思いますけれども、この説明会に入るに当たりまして、私としては決まったこととして説明するのではないというまず姿勢をきちっと示さなければいけないというふうに思いました。ですから、必ず説明会の冒頭この考え方は今公民館の考え方として出しているものであって、皆さんのご要望を取り入れながら今後議会等に上程させていただくものなので、ぜひご要望があればお聞かせ願いたいという姿勢で、そういうことをちゃんと冒頭申し上げて説明に入らせていただきました。それでも確かにとった方によっては、これが決まったことだというふうにとられたのかもしれませんが、そのような配慮はさせていただきました。そういった形である一千何百人の参加の結果、さまざまなご意見や、あるいは要望等が出されたわけですが、使用料を徴収することそのものに全く反対だということをおっしゃった方はいらっしゃいませんでした。少数のサークルの場合に負担が大きくなる可能性がある

からということだと思いますけれども、何らかの配慮をしてもらうことはできないのかということが何人かの方からありました。

あと、それぞれのサークルの方が今あいている部屋を使っているというような形なので、人数に合わない形の部屋を使っている場合があると思うのです。今回有料になると、金額の設定が高い部屋から自分たちの活動に合った部屋に移ることを検討したいけれども、そういったことに関して公民館が間に入って配慮してもらえないかというご意見がありました。そういった幾つかのご意見がありましたけれども、全体的に見てこの使用料を徴収するということに関して大きな反対はなかったなというふうに私はとらえております。

安道委員 今のお話ですと、場所によって、この資料等見させていただいて、多く意見が出た場所とほとんど出ていない場所とあったわけで、随分温度差がその会場、会場であったというふうに印象を受けました。ですから、今のお話だけでも随分いろんな声が出ているという、1回きりですよ、これは各公民館。大変だったと思いますけれども、1回きりそれをやったきりで、それで十分に協議がされたというふうなことになるのかどうなのか。公民館、特に生涯学習を進める上で重要な役割を担ってきているわけですよ。市は、さまざまな事業や行事を実施する際には市民との協働のまちづくりということをいつも掲げて取り組んできている。市民参加を打ち出して、市民に協力を求めるというふうなことでこれまでずっと実施してきたかと思います。さまざまな取り組みで

市民に協力を求めながら、こういうふうに市民生活にすごく影響してくる、これからの活動に大きく影響してくることで、1回きりの説明でこれを協議を尽くしたというふうに持っていったいいのかどうなのか。これは、出発点ではないのかなというふうにも思えるわけですが、この点についてはどのようにとらえていますでしょうか。

中央公民館長 おっしゃるとおりで、今回の見直しの主たるものというのは免除規定の見直しです。その範囲、対象。したがって、そのあり方というのはその時代、時代によって変化してくるものだと思います。したがって、今後はそういったものがどういうふうにあるべきかということは利用者の声を聞きながら、今後も継続的に対応していきたい、考えていきたいというふうに思っております。

安道委員 今後も継続するというふうなことで、ここで早急に結論づけることもなかなかというふうなふうにも、今ニュアンスにもとれましたけれども、今回利用料負担を求める根拠として入間市行政改革長期プラン、これを出しているわけですね。この入間市行政改革長期プランの中でうたわれているのは、市民自治の推進を明確に打ち出しています。そして、市民参加の推進を掲げており、さらに行政運営の透明性の向上も位置づけています。今回の提示の仕方は、市民と情報を共有するというふうなこともこの行政改革の中で掲げているわけですが、今回市民への提示のされ方というのは、こうした行政改革長期プランの中で掲げて

いる市民自治の推進ですとか、市民参加ですとか、そういったこととすごく乖離があるように思いました。求めているようにしている市の姿勢と今回の提示の仕方は、随分この姿勢に問題があるというふうに思ったわけですが、その辺のところはどのようにとらえていますでしょうか。

中央公民館長 今回の見直しは、社会教育振興施策としてとってまいりました免除のあり方、中身を見直しをさせていただくと。つまり私もどもとしては、社会教育振興施策として何が必要かということを見点に見直しをさせていただきました。ですから、その点について説明の中でもお話をさせていただきました。先ほどのご質疑の中にあった市民自治とか市民参加というような視点であるとすれば、先ほど申し上げた公民館運営委員会等がその最も中心にあるのかなというふうに思いますけれども、そういった委員会等からのご意見もお伺いしながら、そのあるべき姿を模索してきたというような経過があるかなというふうに認識しております。

安道委員 関連してなのですが、そうしますと総括質疑の中で今回有料化を打ち出すことで活動が縮小されていくことも予想されるというふうな答弁がありました。総括質疑の中ですよ。そういった答弁があったのです。私それは耳に残っているというか、記録していますけれども、料金が引き上がることで活動がやっぱり後退することも想定されるというふうな答弁があったわけです。ですから、そうしますと随分市民参加のまちづくりを推奨して市民自治をこれから大きく打ち出していくと、市民との協働のまち

づくりと片方で掲げ、片方で料金設定していくことで市民参加をむしろ後退させることにつながるおそれもあるというふうに想定しているということ、この点は問題ではないのでしょうか。

中央公民館長 社会教育活動団体の実態から申し上げますと、今会員数が5名以下になってしまっている団体もかなりあるという認識はしております。したがって、有料化ではなくて、使用料の免除がなくなるということになれば経済的な負担がふえるわけですので、1人当たりの負担が大きくなることによって活動が弱まっていくのではないかという心配はしています。したがって、私どもとしてはその活動が今後も引き続いて安定的に、継続的にしていけるように支援策は考えていかなければならないなというふうに考えているところです。そういった中の活動が社会教育活動団体が安定的に活動ができるようにご支援はしていく必要があるなというふうに考えているところでございます。

向口委員 今、後方から支援をしていくというお話がございましたが、具体的に今考えておられることはあるのでしょうか。

中央公民館長 まず、私どもが考えているのは、1つは広報活動をさせていただいて会員をふやすようなお手伝いをさせていただきたいということが1つありますが、改めて会員数の減少というのはここ近年非常に拍車がかかっている傾向がありますので、公民館として一定期間公民館と共催のような形でサークル事業を公開をしていただくような取り組みをしていったらどうかなというふうに今考えておりまして、公民館とサークルがオープン講座みたいな、

公開講座のような形で事業をしていくと。半年とかという期間を公民館だよりで募集をさせていただいて一緒に考えていくというような取り組みをして、その期間公民館の共催事業ですから、使用料のほうは免除というか、公民館が事業として行うわけですから、その間は使用料が少なくとも負担がなくなるということもありますので、そういった促進事業のようなものを検討してまいりたいなというふうに考えているところです。

向口委員 例えばそういう団体がかなり多かったとしても、それは大丈夫ですか。

中央公民館長 実は、公民館の実態というのはさまざまございまして、一概に人数が少ないから、それは団体にとって課題というふうにとらえていないところもあると思うのです。例えばの例ですけれども、カラオケのグループなんかですと、本来会員自体はかなり、20人ぐらいいるのだけれども、そうすると歌う順番がなかなか回ってこないのです、半分ずつにグループを分けようとか、社交ダンスなんかでも伸び伸びと練習したいので、少なく会員を抑えていこうとかというふうに行っているところもあると思うのです。ですから、先ほど申し上げた会員をふやすための促進事業を仮にしたとしても、そこに手を挙げてくるというところはそう多くないのかもしれない。その辺のところは、ちょっとこれから利用者の皆さんと話し合っ、どうあるべきかということを検討しながら進めていきたいなというふうに考えているところです。

向口委員 今回の件わかったのですけれども、ちょっと話が少し戻って申し

わけないのですが、先ほど安道委員のほうからもありましたけれども、資料の中で運営審議委員会の意見聴取の免除が必要か、対象範囲を狭めるかの数、これ総括質疑でも出ているのですが、この28対45という数字が、要するに二本木公民館の7人と東金子公民館の5人を考慮しますと、40対33になるのではないかと。そうすると、過半数の委員が合意していないのではないかとということも述べさせて、総括質疑のほうでもあったのですが、ですから要するに拮抗していると思うのです。そういった部分に関しては見過ごされているような気がするのですけれども、ですからその辺をもうちょっと細かく詰めて、ではそのご意見の方々に対してどう理解をこちらがそちらの側として進めていくのかということをお聞きしたいのですけれども、いかがでしょうか。

中央公民館長 運営審議会は、平成20年度までは各公民館にございまして、平成21年度からは統合された形になっております。平成21年度まで各館にいらっしゃった方が1人ずつ運営審議会に入っていたというような形になっておりますけれども、その際平成20年度にアンケートをとらせていただいた結果も運営審議会の中では公表させていただいて、こういう結果でありましたということをお申し伝えた上でご審議いただきました。運営審議会のご意見としては、平成21年度の中でまとめ上げていただいたという経過でございまして。

野口委員 白熱した議論で申しわけないのだけれども、手続のほうにさかのぼってちょっと一言。

つまり今回の改正は、あくまで議案提案は条例改正でも、最も注目を浴びるといふか、市民に影響あるのは規則の改正のほうなのです。ですから、その取り扱いについてまずもっと早目にとということと資料、ちょっと今までの質疑を見ますと、一部の議員に渡った資料とか、渡っていない資料とかあって、それをもとに議論されているみたいですから、市民の生活に直結する規則の変更の場合はやはり資料を議会にも早く、かつ画一的にとということをお願いしたかったのですけれども、これはいかがですか。

生涯学習部長 その点に関しましては、議員各位には早目にやはりお知らせをすべきではなかったかと今回反省しているところであります。また、資料の提出につきましても、今回は6月議会の勉強会に初めて資料としても出させていただいたというようなことでございます。資料請求があったものにつきましては、その議員さんのほうにお渡しをさせていただきましたけれども、今後はそういう基礎的な資料につきましても提示をさせていただきたい、そんなふうを考えております。

野口委員 そして、今回最も私どもが心配といふか、考えているのは、免除規定の見直しによる影響なのです。これをどうやってつかまうかということでこちらも苦労しているわけです。その点よく話していけば、今言ったように、懇談会を各地区でやった上で、職員とサークルのつながりがあると。そこで何か問題点があれば出てくると、私どもそう思います。

そこで、ここではっきり確認したいのですけれども、つまり免

除規定の見直しの方向は異論はないということと、影響があるとしたらこういうのがちょっと影響あるのではないかなという点があったという2つだと思っておりますけれども、その2つ。まず、免除規定の見直しにはほとんど異論がなかったということと、確認していただきたいということと、影響があったらどういうところがあったということと、確認していただきたい。つまりここであった議論ではなくて、そちらのほうからこういう点については心配されていると。1度言った対策はいいのですけれども、言っていない対策についてを言って、その2点について確認していただきたい。

中央公民館長 各館を回らせていただいた結果として先ほど申し上げた2点、会員数が少ないところに対してどのように配慮していく必要があるかということ。それから、部屋を調整というのは今後どのようにやっていくかというのが課題になっているなというふうにとらえておるところです。

野口委員 会費の多寡による運営という点については、つまり会費をほとんど取っていない、そこで有料になっては困るという点については、これはなかったということで確認してよろしいですか。

中央公民館長 会費を取っているから、取っていないからというご意見はございませんでした。

野口委員 では、逐条解説についてもっと質疑しますけれども、一般論で質疑があるようですから、わかります。はい、どうぞ。

安道委員 そこで、今のことに関連してですけれども、やはりさっきの話

に戻るのですけれども、公民館側からの一方的な説明で終わってしまったというふうな市民の方々の意識もあるようなのです。ですから、改めてなのですけれども、公民館使用料等について行財政改革のほうでも提案するに当たってやはりきちんと出されていたのは、市民や当事者との十分な協議の場を設け、それらの合意と理解を得つつ必要な見直しを検討するというのがベースになっているようなのです。合意形成というふうなところでは不十分ではなかったのかなと。やはりもう一回ですね、1回きりでもさまざま出されている、あと疑問もある、新たな課題も出てきているというふうなことからするならば、改めてそういう協議や合意形成の努力をすべきではないかと思うのですけれども、その点についてはどうなのでしょう。また振り出しに戻る形になりますけれども、まだその点不十分ではないのかというふうな認識はないのでしょうか。どうでしょうか。

中央公民館長 先ほど申し上げたように、免除の対象、あるいはその内容によって今回の見直しでは今後それを振興施策としてとっていくかどうかという考え方で、ご説明の中でも今までの社会教育団体というくりであったものを今社会的に見て必要と思われる課題、例えば青少年の育成であるとか、子育て支援であるとか、そういったことが引き続き重点に取り組んでいかなければならぬものだと考えているので、そういった対象については引き続き免除の対象とさせていただきたいというふうにご説明を申し上げます、その点については大部分の方にご理解いただけたのではない

かなというふうにとらえております。

委員長 安道委員、申しわけない。今の内容もう2回目になっておりますので、よろしいですか。

安道委員 新たなことで伺います。全く別の方向なのですけれども、行財政改革の受益者負担の原則、これを社会教育の場に持ち込むことについてなのですけれども、社会教育、公民館活動において受益者負担の原則は成り立つのだろうかという疑問があります。むしろこれは相入れない、なじめないものではないのでしょうか。公民館活動を通して地域の人と交流し、学ぶこと、技術を習得すること、これは益なのでしょう。市民が教養を高めてよりよく生きることへつながるものであって、さまざまな活動を通して地域へと返していく、地域社会をよりよく豊かなものにつくっていく活動拠点が公民館であるとするならば、これを受益者負担の考え方をもち込むというふうなこと、本来ある公民館活動、社会教育の趣旨からすると、こういった考え方というのは相入れないのではないかというふうにとらえますけれども、この点についてはどうでしょうか。

生涯学習部長 この社会教育施設、これを有料といいますか、その免除をもとの有料的なものに戻すということが、これが社会教育活動を阻害するのかどうかということにもなるかと思えます。実際には、民間でもこういった社会教育事業を行っているわけでございまして、やはり公民館としては社会教育法の第20条あるいは第22条に基づく事業展開をしていくということでございますので、

必ずしも有料といいますか、免除を見直すことによって社会教育活動を阻害するものではないというふうに思っております。

なお、今回の見直しにつきましては、確かに行革のほうの受益者負担の適正化ということで大きく上げられておることは事実でございます。あわせて監査委員からの余りにも免除率が高いということで、これについての見直しも必要であるという観点からの提起でございましたので、ご理解いただきたいと思っております。

安道委員 社会教育団体の活動の方向性というふうなことで今お話ありましたけれども、やっぱり入間市は他市に比べて本当に市民が参加しているというふうなこと、そういったことが推進されてきたということは、むしろ入間市が誇るべきことであるというふうに私認識しているのです。それが今回のことでどうなるのかというふうなこと、やっぱりこれは十分に慎重にすべきではないかと思うのです。

〔何事か言う人あり〕

安道委員 わかりました。

民間等でもこういった社会教育的なことあると言いましたけれども、でもカルチャーセンターなんかは個人の要望で、個人がお金を出して自分が習得したくて、それを生かしていくとかというふうな形で、いわゆるカルチャーセンターと公民館の位置づけというのは全く別だと思うのです。公民館というのは、やっぱり地域づくりの核となっていく、地域をつくり上げていく、それ住民自治、まさにそれが一番のねらい、公民館活動の究極のねらいは

住民自治の向上なのだというふうなこと、そういったとらえ方からしたならば、今むしろ貸し館的になっていることこそ問題で、ですから社会教育主事とかきちんと手当てをしてより豊かな住民活動の拠点の場となるような、そういった施策こそむしろこれから求められていくのではないかと。そういった社会教育主事とか専門性のある方を現場へ配置して豊かな地域づくりの場としていくということこそ公民館のねらいではないのでしょうか。私は、そのように思うのですが、いかがでしょうか。

中央公民館長 今回の地域づくりというお話でございましたけれども、その点につきましては今回の見直しの中で地域づくりのような活動をしていただける場面には使用料の免除の対象とさせていただきたいというふうに考えております。

野口委員 何回も言うように、今回条例改正ですけれども、規約についても行政執行の一環として議会として確認とか、質疑とか、いろいろさせていただかなければいけないので、ちょっと規則改正案について何点か聞きます。

今言ったように、地域活動もしくは青少年活動については免除ということの方向ですけれども、この中で青少年が学習、その他の活動のために使用するときと、大変いい言葉なのですけれども、実際使用するときと大人と子供が一緒になって剣道やったり、コーラスやったり、いろいろあると思うのです。こういった青少年活動という概念、どういうふうにとらえたらいいのですか。

中央公民館長 青少年の活動、確かに親と一緒にいる場合もござい

ますが、子供のために活動しているのかどうかという視点で判断をさせていただきたいなというふうに考えております。

野口委員 ですから、子供が大半だけれども、大人も一緒にやっているようなサークルあるかどうか、例えばコーラスとか、ないかな。そういうのがあった場合、世代間の交流として大変いいと思うのです。そういった取り扱いは、一緒になって歌を歌う、剣道やる、卓球やる、そういった活動を運営されている場合は世代間活動として大変いいと思うのです。ただ、それは1つのサークルだといった場合、どうされるのですかと。これコンプリートでなくても、今後の課題だと思うので、方向性として。

中央公民館長 今回の免除規定の見直しについては、その活動内容がどういうものであるかということで議論してまいりました。したがって、今の青少年の団体の中にも確かに、ちょっと一例を出しますと、親子劇場さんのように親が子供の育成のために親子でやっているということがございます。それから、一緒にコーラスをしているということがある場合もあると思います。しかし、それは目的が子供の育成のためにやっているのかどうかというところで判断をさせていただきたいなというふうに考えております。

野口委員 それまだ時間ありますから検討していただいて、次ボランティア、規則案の第4項第3号のボランティア活動ということがありますよね。これがまた難しいので、総括質疑でちょっとえっというような発言、部長答弁されたと思うのですけれども、このボランティア活動団体の範囲というのはどうするかという方向性はど

うなのですか。

中央公民館長 ボランティア活動については、説明会の中でもご質疑が
出ました。一例として、ご質疑が出ましたので、その例をお話しさ
せていただきたいと思いますと思うのですけれども、ハーモニカのサークル
なのだけれども、ボランティア活動もしているのだというふうに、
その場合にはどっちになるのだというふうなご質疑でございました。
ボランティア活動をしようとして、そのグループが活動目的
でもって活動しているのかどうか、それともハーモニカをみんな
で練習して楽しんでいこうというふうに、それが目的であるのか、
その違いによって判断をさせていただきたいというふうに考えて
いると答弁させていただきました。では、両方やっているのはど
うなのだというようなご質疑もありましたけれども、会としてど
ちらを主としているのかということで判断をさせていただかざる
を得ないのかなというふうに考えているところです。

野口委員 同じく第4項にかかわると思うのです、公共性を有する場合と
いう。利用者懇談会の中で、答弁の中で高齢者が地域の中で支え
合って暮らしていくための社会的活動である場合は免除の対象に
なりますという答弁というか、説明があったと思うのですけれど
も、これから高齢者が集まりの場、コミュニティーの場というこ
とで公民館を利用する場合があります。あれいきがいというの
かな、何かよくわからないのだけれども、集まったとき何にもし
ないと退屈で何かしようねという場合もあると思うので、ここら
辺をどう調整していくのか、方向性だけでもちょっと。

中央公民館長 これも一例でちょっと申し上げたいと思いますけれども、金子公民館で歌を歌うサークルというか、活動を地域の人たちがボランティア活動としてみんなで歌を歌って健康づくりをしましょう、だから来てくださいという活動をしている団体があります。この場合には、団体がボランティアでそういう場を設けているわけです。こういった活動、今後はふえていく可能性が多いと思うのです。高齢者の集いの場、あるいは健康づくりの場をつくっていくということは多くなるのではないかと。そういったことは積極的に応援をさせていただきたいと考えておりますので、免除の対象にさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

野口委員 それを含めて実際97パーセントから22.5パーセントというか、実質免除規定というか、有料というか、がらっと変わるのですから、そこに限界事例がわからないのが多いと思うのです。ですから、今公民館の職員の方もいらっしゃるから、いわゆる限界事例を中心にマニュアルをつくっていただいて各公民館公平というか、違いがないように、かついいように、影響が少ないようにちょっとつくっていただきたいと思うのです。それは、いかがですか。

中央公民館長 これもやはり説明会の中で何よりも守ってほしいのは公平性だというご意見が多くあったように感じます。私どもとしてもある館ではそれを免除していて、ある館ではしていないとかということはないようにしていかなければならないという

ふうを考えているところがございます。したがって、今の事務取扱要領をこの改正に合わせて検討しております、さまざまな、幾つか先ほど事例申し上げましたけれども、事例を出し合っ
てその判断をどういうふうにしていくかということをしかりと
していかなければいけないと、そのように考えているところござ
います。

向口委員 今回の改正で一番気になる点は、やはり1人の方の負担がどの
くらいになるのかということが気になる点なのです。それで、公
明党入間市議団としても利用者の方々の現場の声をしっかりお聞
きしまして、その中でやはり妥当な数字と具体的な数字といたし
ましては、大体年間3,000円くらいの利用料が負担のない範囲で
できる金額なのではないかというふうに判断しております。その
中では、いろんなサークルを掛け持ちしている方もいらっしゃい
ますし、また高齢の方で本当にもう年金暮らしの方々もいたし
やるわけです。だから、そういった中でそういったことが負担で
やめてしまうというようなことがないような形をぜひとも応援し
ていただきたいというふうに考えているのですが、その点に関し
ては努力していただけるのかどうなのかお考えをお聞きしたいと
思います、いかがでしょうか。

生涯学習部長 今のご質疑、恐らく年間あるいは月当たりの利用の金額が
著しく高くなってくる、そういった方に対する何らかの上限を定
めるとか、あるいは何らかの減額的なものを対応していかなけれ
ばいけないのではないかというふうなご質疑だと思います。実は、

この点につきましては総括が終わった後、市長のほうからもちよ
っと指示がありまして、現在の条例は確かに今回免除の見直しを
することによって免除するか、いただくか、どちらかしかない
ということで、ケースとして何か減額を対象としてもいいようなケ
ースが出てきた場合に対応が現在はできないというようなことで
減額ということ、条例改正というものはそういうものも想定し
ていいのではないかとというような指示をいただいたところでござ
います。できるだけそういった部分については早い時期に検討あ
るいは上程のほうも準備はさせていただければありがたいな、そ
んなふうを考えております。

関谷委員 利用者説明会についてお伺いします。

執行部の側によると、もう1回の利用者説明会でほぼ話は聞け
た、十分聞けたというふうに受け取れるのですけれども、この利
用者説明会、原案をもって利用者説明会行ったわけですが、説明
会を行ったことによって原案が変わった点があって議会に上がっ
てきた点がありますか。

中央公民館長 まず、今回の使用料条例の見直しは、1時間単位の料金設
定にさせていただくということでございまして、したがって
30分単位の使用実態がございしますので、30分はどうかのだとい
うご意見がかなり出ました。当初私どもとしては、30分も1時間と
いうふうに換算して料金をそのまま徴収させていただくという考
えでございましたが、多くの公民館の中でそれはやはりおかしいの
ではないかと。30分単位の許可をしていくのであれば、30分単位

の料金設定するのがいわゆる受益者負担の観点から見ても適正なのではないかというご意見をいただきました。持ち帰りまして、その点よく検討させていただきまして、30分単位の料金設定もできるような条例内容にさせていただきました。その点が大きな点でございます。

関谷委員 大きな点ということは、ほかには何かありますか。

中央公民館長 先ほど申し上げた規則の中での対象になりますけれども、1人当たりの料金が非常に高くなるような場合に対してどのような対応をしていったらいいのかということ、あるいは部屋の調整をとれるように場合によったら調整会議のようなことを開いていく必要があるのかなということを検討させていただきたいと、そんなふうを考えているところです。

関谷委員 ちょっと話かわりますけれども、その利用者説明会でこういった場合は免除なのか、こういった場合はどうなのかという、そういった具体例がいろいろ質疑に上がったと思います。先ほど野口委員のほうからもありましたけれども、グレーゾーンが多いので、マニュアルをつくってはどうかと。マニュアルをつくれれば随分安心だと思うのですが、それでも結局例えばボランティア団体なのか青少年団体なのかということは、団体が自分で申請することを信用するか信用しないかとか、そういったことにかかってくると思うのです。自分はボランティア団体だと言ったのにそうではない、信用しないのか、そういったことになってくると思うのですけれども、その点はどうお考えでしょうか。

中央公民館長 市町村の免除規定の定め方というのはさまざまでございます。そして、今ご質疑されたような最初にこういう活動をしているから、あるいはこういう会員数だから、だから免除をしてくれという登録免除制度のような形をとっているところもございます。入間市においては、使用の内容がどういう内容であるかということ、1回1回の免除申請のような形で処理させていただいてまいりました。公民館、定期的に使用していただいているわけですから、その使用の内容というのは大体把握できるわけでございますので、一々書類を出していただかなくてもその内容というのは主につかめるのかなというふうに考えてまいりましたので、細かい免除申請のような形式はとってまいりませんでした。しかし、今後微妙に判断していかなければならない事例が多くて何らかの課題が生まれるとすれば、申請制度そのものを見直していかなければならないのかなというふうにも考えております。それは、検討課題としてあるなというふうに認識しておるところでございます。

関谷委員 例えば最初は普通のハーモニカの団体だったと。ところが、やっているうちに上手になったから、今度はボランティア団体にかわるということもあると思うのですけれども、それは申請を出し直すということなののでしょうか。

中央公民館長 免除申請は、いずれも申告制度でございますので、自分たちの活動がそのようになったのだから免除してもらいたいということになれば、その時点で免除申請をしていただくというような形になろうかと思えます。

安道委員　ちょっと話の方向性変わるのですけれども、今回利用料の負担を求める理由として施設の老朽化、これの修繕等々手当てしていくというようなことが大きく掲げられているわけですが、説明会なんかの皆さんの声の中にも修繕してもらえたら、これはやむを得ないだろうと。施設をよくしてもらおうということだったならば、これは自分たちも負担するのやむを得ないだろうという声が結構あるわけです。今までなかなかそれが難しかったからというふうなことで今回上げていますけれども、市民はすごく期待を寄せるだろうというふうにも思います。そういったことについて、これ本当に施設の修繕、改善というものは担保されているのかどうか、その点の見通しはどのようなのでしょうか。

中央公民館長　現在実計を上げているところでございますけれども、3年間必要な経費を確保したいというふうに考えておりまして、その点財政とも調整がとれているところではあります。

安道委員　なかなかきちっとして市民の要望にこたえられるような修繕が進まなかった場合、今後さらなる引き上げへとつながっていくような危険性も考えられるわけです、当然のこととして。そういった点からもやっぱり慎重でなければならないと思うわけですが、そういったことについてはどのようにとらえていますでしょうか。

生涯学習部長　これは、現時点では今後引き上げをしようとか、そういう考え方は今のところは全くございません。ですから、ただいまお話の中で修繕等の関係ありますけれども、これは総括でもお答え

申し上げましたとおり、この一部は必ず充当させていくということでお約束をさせていただきたいと思います。

宮岡治郎委員 いただいた資料なのですが、公民館使用料（免除規定）見直しの概要について、その3番目に改正による免除率の変化について、例の97パーセントが22.5パーセントに下がると。先日の総括質疑の中でこれはどういう数字か、つまり団体数か金額かというところで、おおむねの数字であって金額ではないということで、団体数だと思いますけれども、そうなりますと今公民館に登録されている総数で1,047団体ということは、免除規定が存続するのは230団体ぐらいかなと想像するのですけれども、大体そのくらいになるということですか。

中央公民館長 今免除の対象として改正を考えている、改正案でございますけれども、その中身でちょっと申し上げますと、まず家庭教育の向上のために活動しているようなサークル等は全体の件数の中で1.1パーセントしかない、逆に言うと、それしかないというような現状があります。それから、青少年の活動をしている団体が4.4パーセント。それから、発表会等を開く場合ですけれども、これは0.2パーセント。それから、公共性を有するような活動をされている内容として約10.8パーセント、この中には社会教育関係団体の文化協会とか体育協会とかというような横につながっている団体もございますが、それも含めて10.8パーセント程度、そのような内訳になっております。

それから、免除をしないことになるほうがその残りということ

で64.8パーセント程度になるのですけれども、このうち講師がい
らっしゃる団体が60.7パーセント、いない団体が14.1パーセント、
そのような活動の中身になっております。

宮岡治郎委員 それから、いただいた参考資料の1ですけれども、この中
で真ん中のほうに改正案というのがありまして、(1)から(5)
まであるわけですけれども、今おっしゃったことをこの(1)か
ら(5)のほうに区分けするとどのくらいになるかということは
わかりますか。

中央公民館長 今申し上げたところを上からパーセンテージで申し上げた
わけでございますけれども、①が1.1パーセント、②が4.4パーセ
ント、それから③が0.2パーセントでございます。

宮岡治郎委員 続きますけれども、(4)が10.8パーセント、(5)は幾つ
ですか。

中央公民館長 これは、この調査をした段階ではございませんでした。

向口委員 総括質疑のときにも地区体育館の話が出ていたと思うのです
が、これからまたそういったところの使用料に関しても触れてい
かれるのだと思うのですが、例えば現時点で今のそのままの規定
をその地区体育館の使用料に当てはめると非常に高くなると思
うのですけれども、今具体的にどのように考えていらっしゃるの
かちょっと教えていただきたいのですが。

生涯学習部長 今回の上程された案件にこれから先が同じように見直し
がされていくであろう地区体なんかはどういうふうに見直しをされ
ていくのか、そういうことだと思えます。この件につきましては、

総括でもご答弁させていただいたわけですが、地区体等の
体育施設の関係についてはこれからスポーツ審議会のほうで使用
料のあり方、これらについて今後検討をしていきたいと。ただ、
その検討結果がいつ条例を具体的に出していくのかとか、そうい
った点については全く今白紙でございます。したがって、そ
の使用料の今度は算定の方法等につきましては、これはスポ審の
ほうで恐らく他の市の状況等を勘案しながら判断をしていくよう
になろうかと思えます。ですから、今回は施設のほうの面積の規
模によって云々ということで段階を設けたわけでございますけれ
ども、今回やはり体育施設の場合には単に面積だけでどうなのか
というようなところは当然あると思えます。ですから、そういっ
たものも踏まえた上での検討を今後させていただきたいと思いま
す。

向口委員 了解しました。

またちょっと別な角度で質疑なのですが、全納してしま
った使用料は還付しないという規定がございますが、これに関し
ては今民間では大体の場合が規定を設けて、例えば何日前だっ
たら全額返金しますよとか、2日前だったら、3日前だったらで
すとか、例えば、そういったような形で規定があると思うのですが、
そういった部分で余りにもちょっと厳しいのではないかなとい
う、民間の感覚からすると、ちょっと違うのではないかなとい
うような感覚を持つのですが、その辺に関してのお考えはいかがで
しょうか。

生涯学習部長 確かにご指摘のとおりの部分があるかと思えます。現在の規定の中では、基本的には原則徴収させていただくと。ただし、使用者のほうの責に帰さないことで利用ができなくなった場合にはお返ししますよという規定になっております。実際には、今度運用上はどうかといいますと、使用を1カ月間このところを使いたいということで申し出があります。そうしますと、例えば使用者側のほうでこの日を変えてもらいたいといった場合には変更の申請をしていただいて変えることができるということに今なっております。しかしながら、今ご指摘がございましたように、確かに民間のほうでは、では3日前だったら幾ら返すとか、あるいは前日だったらどうのと、そういう何か割合的なものでお返しするという制度があるかと思えます。これらにつきましても十分民間の状況等も把握しながら、前向きに検討させていただきたいと思えます。

宮岡治郎委員 議案の第3条、議案の5ページ目になります。第3条、入間市立図書館西武分館会議室使用及び使用料条例の一部を次のように改正するとありますけれども、いわゆる図書館法で図書館使用料は無料という言葉がたしかあったと思うのですけれども、それはあくまで図書の貸し出しが無料である、ビデオの貸し出しが無料であるということにとどまることであって、この会議室には適用されないと、そういう解釈でいいわけですね。

図書館長 はい、そのように解釈しております。

向口委員 あとちょっとまた聞きたいことがありまして、例えば徴収した

使用料、その収納方法に関してはまだ今の段階ではちょっとあいまいな印象を受けるのですが、例えば職員が帰られた後の夜間ですとか、そういったときに延長があった場合ですとか、お金をいただかなくてはならないようなことがあった場合、そういったときはどのようにされるのでしょうか。

生涯学習部長 せんだってやはり同じように総括の中でご指摘がございました。そのときには、十分検討させていただきたいというふうに答弁をさせていただきました。その後ですけれども、地方自治法上その委託をされている業者にこの収納を委託することができるという、そういう規定があるということ、これは会計のほうからの指導といいますか、受けております。したがって、そういうものを根拠にいたしまして、できるだけ利用者にご不便がないような形で収納できる方法を今後早急に検討させていただきたい、そんなふうに考えております。

小出委員 公民館の設置及び運営に関する基準というので、これ昭和34年に出ているのですけれども、文部省から。改正されたのが平成15年で、これの第6条の3に公民館はその実施する事業への青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者などの参加を促進するように努めるものとするというふうに書かれているのですけれども、このことと今回の免除規定の見直しに関する見解をお聞かせください。

中央公民館長 今の幾つか掲げられた課題、対象者、そういったところに配慮させていただく規定の改正にしたいなというふうに考えてお

るところです。

小出委員 その辺はもう少し具体的にお聞かせ願いたいのですけれども、

高齢者は引き続き免除にしていくとか、そのほか。

中央公民館長 今回の使用料そのものは、部屋の面積によって金額が決まっているわけございまして、人数あるいは年齢そのものによって料金が変わるという考え方は少し難しいかなと考えているところですが、先ほどもご答弁させていただきましたけれども、高齢者が健康で暮らしていけるということを目指にさまざまな活動をしていただけるというような場合には免除の対象にさせていただいて、そういった活動を今後も広めていきたいというふうな姿勢であります。説明会の中のご質疑の中で、高齢者だから免除をしてくれないのかというご意見もありましたけれども、内容で判断させていただきたいと思っておりますので、現時点では高齢者が趣味のダンスをやっているから、若い人がダンスをやっているから、その差がどうなのかということは非常に難しい判断でございますので、先ほど申し上げたように、高齢者が健康で活動できるように他者のためにそういった場を設けるような団体が使用する場合には、免除の対象には考えていきたいなというふうに考えているところです。

小出委員 年齢に差別なく例えばダンスをやる団体に障害を持った方が一緒にやりたいのだと。だけれども、その団体自体が免除されない場合に負担があるわけですが、その個人に対しての何らかの配慮とか、そういうことはなされることはないのですか。

中央公民館長 現状では、そのようなことは考えておりません。

宮岡治郎委員 参考資料の2ですけれども、要するに説明会というのは公民館を利用されている団体に説明してご意見、ご要望を聴取したということになりますけれども、例えば公民館を全く使わないか、必要最小限度の説明会か何かで年に1度ぐらいしか来ないような人の意見を聞くようなチャンスというのは、公民館の側からはそういう呼びかけというのは不可能なものでですか。

中央公民館長 これは、利用されていない方にも公民館をどのようにして使っていただけるかという視点でアンケートを幾つかの公民館でとったことがございます。

宮岡治郎委員 そういうアンケートというのは、もちろんだから無作為抽出といたしますか、作為なく、全員というわけにはいかないでしょうけれども、そういった種類のアンケートだったわけですか。

中央公民館長 自治会を通じてご協力いただきまして、調査をさせていただいたものでございます。

関谷委員 今のことに関連して、公民館を利用していない人にもアンケートをとったと。アンケート数、部数どのくらいでしょうか。

中央公民館長 この事例は、東藤沢公民館と藤の台公民館の例でございますので、ちょっと今私の手元の資料にございませんので、部数はちょっとわかりませんので、対象としてはこの2つの館であります。

関谷委員 わからないということですが、例えば10とか、100とか、どんな感じかも不明でしょうか。

中央公民館長 少なくとも100単位であります。

関谷委員 話はかわるのですけれども、今まで免除規定についていろいろここで話し合いも行われたのですけれども、いずれにしろこの免除規定は条例には入っていないということで、市長が特に定めたものが参考資料1の表になっていると思うのですけれども、ということは極端に言うと、市長がかわるたびにこれが変わる可能性がないとは言えない、4年ごとに免除される団体が変わるかもしれないととらえられますけれども、そうなるとすごく混乱を来すと思うのです。その点についてはどうお考えでしょうか。

生涯学習部長 やはり行政の継続性というのはあるわけでございますので、首長がかわったことによってこういったものがすべて変わるというふうなことは考えてございません。ただ、こういったことを争点にして選挙が行われるといった場合にはあるかもしれません。しかしながら、基本的には、今ほど申し上げましたように、行政の継続性という観点から、そういうものはないものというふうに私どもは考えます。

関谷委員 今のことですけれども、考えますけれども、全く今の市長と全然意見を対立する方が市長になると争点になっていなくても十分あり得るとは思うのですが、どうでしょうか。

生涯学習部長 こういう公民館の使用料等というのは、かなり重要な案件でございますから、これは争点ということになっていくと思えます。ですから、そういうものを改めるということになれば住民の皆さんにそういうものを、総意をお伺いするというふうなことに

はなろうかと思います。これは、ではそういう争点ではないよというふうなことであったとしても、これらについては、先ほどこれは繰り返しになりますけれども、こういう重要な案件、市民に負担を求めていく部分でございますから、やはりきちんとそういう変えるには変えるなりの理由というものがなければいけませんので、当然変える場合には説明責任があるわけですから、ご納得いただく形での見直しということは全くないということではございません。

関谷委員 例えはこの規則を条例に入れてしまえばそういった心配はなくなるかと思うのですが、それについてはどのようにお考えでしょうか。

生涯学習部長 これは、総括のときに市長のほうも最後にご答弁されたと思いますけれども、やはり条例の中にすべてこの免除できる部分を入れてしまいますと、かなり窮屈な、運用がなかなか難しいというふうなことになるかと思います。ですから、そういう観点から今回そういう部分については規則で従来どおりやらせていただいたわけですが、今後の争点の中で一部、例えばこの部分については条例の中で定めるべきではないかというような指摘があれば、それはそれが可能であるのかどうか十分事務局のほうとしましては検討はさせていただきたいと思います。

野口委員 補足というか、質疑で確認なのですが、規則だから勝手に変えられるということでありましたが、私ども議会としては規則であっても変える場合にはそれなりの観点で見させていただく

と。ですから、条例のほうが質疑がしやすいというか、必ず上がってくると。規則であれば上がってこない可能性がある。しかし、それは今言ったように、議会への信頼関係で規則は変えますよということを言っていただくと、それなりに早目に。こちらもそれなりに問題があれば対応していくということでやっていきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

生涯学習部長　ご指摘のとおりだと思います。今後その案件の中身を見まして、やはりご指摘のとおりの対応等も考えていかなければいけないというふうに考えております。

委員長　ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長　この際、委員として質疑を行いたいのので、暫時副委員長と交代いたします。

副委員長　それでは、暫時委員長の職務を行いますので、よろしく願いいたします。

では、質疑を続けます。

永澤委員　申しわけありません。今まで1時半近くさまざまなお話を聞かせていただいたのですが、私たち議員としても6月2日に上程されて、そこからわずか8日間の間に市民の人にこういった形でこの条例が影響していくのかということを実際に使う側の立場とか、さまざま検討させていただいたのですけれども、今その中でさまざまなご答弁いただいて、ここもやはりこういうところが減免しなければいけないとか、検討せざるを得ないとかいうお話が出て

きたかと思うのですけれども、実際使い始めてしまってから大変細かい、先ほどのボランティアの問題、それからいろんな問題がありましたけれども、実際運用というか、この条例が皆さんの手元に行って一つの1枚としてこうなりますとなってしまうからさまざまな問題が変わってきてしまうというのが一番市民の側にとっては混乱を招くかと思うのです。今のいろんな検討させていただくというのは、来年の4月からこれは施行したいというお話ですけれども、その間にきちんとしたものが出るという解釈をこちら見ていてよろしいのでしょうか。

生涯学習部長 基本的には、きちんと準備できるものについては早急に対応させていただきたいというふうには考えております。ただ、中身、内容によってどうしても時間をいただくようなケースもあろうかと思えますけれども、基本的には来年の4月の施行に合わせるような形での対応を検討させていただきたいと思えます。

副委員長 それでは、委員長席を委員長と交代いたします。

委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、これより委員外議員の質疑に入ります。

塩屋議員 2項目あるのですが、1回にまとめて発言するということですね。1項目。

委員長 1つずつ。

塩屋議員 1個1個でいい。

委員長 はい。

塩屋議員 はい、わかりました。

まず、1点目が使用料免除規定の見直しのねらいについてということで、いろいろの間本会議、あるいはきょうの委員会通じて聞いていまして、それでやっぱり1つは公民館の有効活用という点が、現在阻害されている要因をどうやって除くかということについての説明が弱いかなと思うのです。使用料免除の欠点といえますか、これまで私もいろいろなサークルに関係したり、その会員であったりして見ていて、やはり例えば半日のうち1時間だけ必要なでも実際には無料であれば2時間、3時間とるということ出てきます。それから、2日間のうち、まだはっきりしないよというときに、それを2日間申し込んでおいて、それでなおかつそれが1日に絞られたときでも要らなくなるほうを届け出ないと、公民館に。いうふうな形で、実際大会議室なんかでも地元の公民館なんか見ていると使われていないというのを見ているわけです。でも、一方では使いたくてもいっぱい大変苦労しているという話も聞くわけ。そういった点で今回の使用料免除規定の見直しで有料化の中では、有料になれば仮に100円でも無駄な時間まではやたら押さえたりはしないと思うのです。そういった点で私は有効に他のサークルにしても活用できるものができるという点では、もともとこうすべきだというふうに思っているのですが、その辺の認識について、現状の。ということは、公民館を現在無料で使用した後に届け出をしていると思うのです。そうすると、届け出がなければそこは使わなかったということになると思うの

で、公民館では把握できるはずなので、その辺がどの程度の量的なものとか、状態になっているのか、これを伺いたいと思います。

以上です。

中央公民館長 今のご指摘いただきました無断のキャンセルということで申し上げますと、頻繁に起こるわけではないのですけれども、月に1回、2回は起きている可能性がございます。

それから、もう一点、予約する時間でございますけれども、とりあえず1時から4時までとっておこうとか、5時までとっておこうというような申し込みをされる団体がありますので、申請する時間と実際に使う使用時間にはかなり誤差がある現状であります。

塩屋議員 次に、2点目をお伺いします。

生涯学習サークルの会費の現状把握について、本会議で部長が把握していませんというような回答されたように私は受け取ったのですが、それで実際数年前から、もう大分たつのですが、公民館では公民館利用情報兼生涯学習サークル情報ということでいろんな情報を集めて、サークルはこの免除を受けるために届け出をしていると思うのです。この中に、私が思っているのは、多分これができる中の一つには、いわゆる習い事といいますか、営業的にやっている内容が実際には社会教育団体としての扱いで免除を受けていると。だけれども、実際講師には、ここでは指導者謝礼という表現になっていますが、そうではなく、月謝という形で実際10人いれば10人、15人いれば15人集めているというのは、

私は身近に幾つも知っているわけです。そういった点は、教育委員会がここもう数十年にわたって悩んできている一つの大きなポイントだったと思うのです。そういった中で今回のことを考えた場合に、やはり現状の届け出による月額が幾らになっているかによってこれまでもおたくは社会教育団体に該当しませんよとか、多分指導した例もあると思うのです。というのは、月額幾らぐらいまでが妥当だとか、何か公民館が非公式に出したようなことも聞いているわけです。いう点でこのサークルの会費の現状把握について、この間はしていないということだったけれども、実際にどうなのか、現場で。その辺を教えていただければと思うのですが。

中央公民館長 総括のときに部長のほうからのご答弁は、今回の使用料の条例の改正のために実態把握の対象として会費の徴収の状況は調査はさせていただいていないというご答弁をさせていただきました。

今ご質疑いただきましたサークル情報の提供を市民の方の問い合わせに答えるためにそういった情報の収集をさせていただいております、その中に会費あるいは講師の謝礼が幾らになっているか、そのような情報はつかんでおるところであります。

先ほど使用実態の中で講師がいる団体が全体の中の60.7パーセント、14.1パーセント講師がいない、ほとんどのサークルが講師がいるような状況でございます、その講師の方が場合によっては直接会費ではなくて、月謝を徴収しているというようなケースも

なくはないというふうに認識しております。それは、塾としてみなさなければならぬのかなというような形態も実態としてあるということが1つあって、その点どのように整理していったらいいのかということが公民館の中の課題でもあると、1つはあります。

それから、講師の謝礼そのものが高額になっていて、まるっきりは社会教育活動というよりも講師のための塾ではないかということがございまして、かなり以前になりますけれども、公民館の教室でお支払いする謝礼が5,000円から7,000円ぐらいでありますので、公民館のサークルの活動の理想として謝礼は大体このぐらいの範囲でいていただいたらいいのではないかというような、これ指示ではありませんけれども、お話をさせていただいたことがございます。そのような実態であります。

委員長 それでは、ここで休憩いたします。

午前 11時03分 休憩

午後 1時00分 再開

委員長 午前中に引き続き、会議を再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対の方から願います。

小出委員 議案第56号 入間市公民館使用及び使用料条例等の一部を改正する条例に反対の討論を行います。

現在入間市で公民館を利用している団体は約1,100、人数は1万人以上に上ります。緑豊かな文化都市の名に恥じない活発な入間市民による社会教育活動が展開されています。全国的に都市化により損なわれつつある横の人的つながりの形成に入間市の公民館活動は大きく貢献しています。全国に誇ることのできる規模、質の生涯学習活動です。これは、入間市誕生以来44年間にわたって公民館の社会教育団体の使用料を免除するなど市の努力によるところが大きいことは議論をまちません。その上で反対の理由を以下に述べます。

1点目は、条例提案理由として受益者負担の適正化が上げられていますが、社会教育活動への参加は言うまでもなく、憲法で保障された教育を受ける権利であり、教育基本法第4条は「すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない」と述べています。ここから社会教育への参加は教育に対する権利であり、受益とは考えられません。

2点目は、平成22年3月から5月にわたって公民館利用団体に説明という形で既成事実のように報告されたとのことですが、民主的に運営されるべき公民館活動とはほど遠い経過であり、利用者無視と言わざるを得ません。

3点目は、近隣市の状況に合わせる必要はないということです。入間市の公民館活動参加者は、近隣に誇るべき数を維持しています。1,100以上の団体、1万人を超える人々が生き生きと活動しています。市がこの活動を支援してきたことは近隣市に誇りこそすれ、他市の後退に合わせる必要は全くありません。

4点目は、新たな規定による免除団体の基準があいまいなことです。例えばボランティア団体は無料になるとのことですが、発足当初はボランティア団体ではなかった団体が表現活動の上達で福祉施設等から頼まれるようになり、ボランティアを行うようになったという話を聞きます。ボランティア団体と規定することがかえってボランティアへの参加の窓口を狭め、団体の発展を妨げることにもなりかねません。また、個人の参加の発展を妨げることにもなりかねません。このように混乱を招く事態には反対です。

5点目に、今回の免除規定の見直し理由の一つに財政の逼迫を上げていますが、入間市は健全財政であるということで、教育の権利を奪ってまでの有料化には反対です。

6点目は、原則として有料であるとのことですが、入間市発足から44年間ほとんどの団体で使用料が免除されてきており、原則無料であったのが実際です。そうであれば誇るべき実態に合わせた改正がなされるべきです。

7点目は、使用料を徴収し、設備の拡充に使われるとのことですが、具体的な使用方向が示されていません。

以上で議案第56号、入間市公民館の使用及び使用料条例等の一

部を改正する条例に反対の討論とします。

委員長 次、賛成の方願います。

宮岡治郎委員 議案第56号 入間市公民館使用及び使用料条例等の一部を改正する条例について、保守系クラブを代表して賛成の討論を行います。

ここに提案されております入間市公民館使用及び使用料条例等の一部を改正する条例については、第1に中央公民館の使用料を新たに規定すること、第2に地区公民館、学習等供用施設、図書館西武分館会議室などの使用料の区分について時間単位に改正すること、第3に公民館の附属設備の使用料を規定し、時間単位に改めること、第4に公民館等を設置目的以外の目的で使用する場合の料金を通常の数倍とするものです。

個々具体的には、まず地区公民館等の使用料について、現在使用料は条例により午前、午後、夜間、昼間1日の区分ごとに料金が設定されているので、2時間使用しても4時間使用しても使用料は同額となっています。しかし、実際の使用申請は時間単位で受け付けています。これを今回の1時間当たりの使用料に改めることにより使用実態に即した使用料を設定するもので、どの時間帯を使用しても統一した料金であり、効率よく公民館等を使用できることから、利用者にとっても合理性のある改正と言えます。

また、使用料の金額設定については現行の料金を基本とし、部屋の面積による区分を明確に、よりわかりやすく、公平な金額となっており、単価については近隣市の状況と比較しても同程度で

あり、適正な金額設定と考えます。

また、公民館附属設備の使用料についての設定も公平で適正な価格と言えます。

さらに、公民館本来の設置目的に沿った活動を行う団体、主として社会教育活動を行う団体等の使用とそれ以外の目的で活動する団体等の使用を区分し、公民館本来の設置目的以外の目的で使用する場合、2倍の使用料を負担いただくことは妥当な設定と考えます。そして、この目的外使用の場合には使用料は2倍という基本的な考え方から、市民会館と施設を供用している中央公民館の使用料を現行の市民会館使用料の2分の1にするとすることは整合性のある合理的な料金設定と考えます。

さて、今回の条例改正は入間市行政改革長期プラン前期実行計画に基づき、公民館等の使用についてその実態に適応し、市民の利便性を考えて、さらに効率的な利用を推進するための利用料の改正です。

そして、受益者負担の適正化については、本条例の改正とともに、使用料の免除について施行規則の一部改正により基準を見直すことで対応するものです。

公民館等の使用料については、原則有料であるべきところを従来は例外として社会教育関係団体であれば使用料を免除してきました。これは、市民の文化活動の振興を図るため趣味、教養に関する教室を開催し、さらに教室が終了した後も施設の使用料を免除し、サークル活動を促進してまいりました。その効果もあって

市民の学習活動は年々盛んになってきており、公民館が教室を開催しなくても市民みずからサークルを立ち上げ、主体的に活動していくことが多くなっている状況です。また、生涯学習の進展とともに、民間の社会教育事業等も多種多様に行われており、市民はさまざまな学習機会や活動の場を得ることのできる状況にもなっているかと考えます。

これらの状況をかんがみるとき、こうしたサークル団体を育成するという所期の目的はおおむね達成することができたのではないかと考えるのも時代の流れと思われれます。

一方で、公民館を使用しない市民の方にとっては、応分の受益者負担を負うべきとの考えも当然とも言えます。こうした現状から見て、公民館の使用料をご負担いただくことが直ちに社会教育活動を阻害することにはならないのではないかと考えております。

これらの考えに基づいた入間市行政改革長期プラン前期実行計画における受益者負担の適正化により公民館使用料の改正や減免については、公民館運営審議会、社会教育委員会会議においても受益者負担の観点及び施設の効率的な利用の観点から今回の改正の主旨について理解されているところであり、各公民館等における利用者団体説明会を開催し、参加者の意義を改正に取り入れていることなども評価すべきものと考えます。

平成23年4月1日の施行を前にして、公民館等の使用者並びに使用しない市民を含め、受益者負担の意義を入間市市民の住民自

治の成熟を信じ、新しい時代の理念に立って十分に周知徹底することを望みます。

以上のことから、議案第56号 入間市公民館使用及び使用料条例等の一部を改正する条例は必要な改正であると考え、本条例に賛成するものです。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) という人あり〕

委員長 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第56号 入間市公民館使用及び使用料条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

委員長 起立多数であります。

よって、議案第56号 入間市公民館使用及び使用料条例等の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

向口委員 議案第56号 入間市公民館使用及び使用料条例等の一部を改正する条例に対する附帯決議を提案いたしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長 ただいま議案第56号 入間市公民館使用及び使用料条例等の一部を改正する条例に対し、向口委員から附帯決議案が提出されました。

向口委員から附帯決議案の趣旨説明を求めます。

向口委員 内容について読み上げます。

入間市公民館使用及び使用料等の改正及び減免規定の見直しについては、以下の点に留意し、来年4月の施行前に改善するよう努めること。

- 1 一人当たりの使用料が過度に高額にならないよう配慮すること
- 2 使用をキャンセルした場合の使用料は、民間を参考に還付のルール作りをすること
- 3 使用料は、公民館の管理運営費に可能な限り充当し、老朽化した施設の改善を計画的に行うこと

以上でございます。

委員長 これより質疑に入ります。ありませんか。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ありませんか。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第56号 入間市公民館使用及び使用料条例等の一部を改正する条例に対し、附帯決議を付することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、議案第56号 入間市公民館使用及び使用料条例等の一部を改正する条例に対し、附帯決議を付するこ

とに決しました。

それでは、委員会として本会議に附帯決議案を提出いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

△ 閉会の宣告（午後 1時15分）

委員長　これで当委員会に付託された事件はすべて議了いたしましたので、会議を閉じます。

これをもって福祉教育常任委員会を閉会いたします。

本日はご苦労さまでした。

△ 署名

以上審査の次第は、正確なることを証するため、ここに署名する。

福祉教育常任委員会委員長　永　澤　美恵子

福祉教育常任委員会副委員長　野　口　哲　次